

## 保有個人情報に関する事項の公表について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和4年4月1日  
社会福祉法人福栄会  
理事長 西村 信一

### 1、個人情報取り扱い事業者の名称

社会福祉法人 福栄会 品川区東品川3丁目1番8号

### 2、法人が保有する保有個人情報の利用目的は、次のとおりとします。

#### (1) 法人内部での利用

- ア、 法人が社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定に基づき運営する第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに同法第26条の規定に基づき運営する公益事業において提供するサービス
- イ、 福祉施設の管理運営業務のうち①入退所等の管理②会計・経理③事故等の内部報告④利用者の福祉及び介護・医療サービスの向上
- ウ、 費用の請求及び収受に関する事務

#### (2) 他の事業者等への情報提供

- ア、 法人が利用者等に提供する福祉・介護サービスのうち①国及び地方公共団体並びに社会福祉法第60条及び第69条に基づき社会福祉事業を経営する他の事業者（以下「他の社会福祉事業者等」という。）との連携②他の社会福祉事業者等からのサービスに関する事項の照会への回答③医療機関等の意見助言を求めるとき④送迎の運行及び給食の業務委託等⑤家族等への状況の説明
- イ、 費用の請求及び収受に関する事務
- ウ、 介護保険事務のうち①審査支払い機関へのレセプトの提出②審査支払い機関又は保険者からの照会への回答③保険事務の委託
- エ、 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

#### (3) その他の利用

- ア、 法人の管理運営業務のうち①介護・福祉サービスや業務の維持・改善のための基礎資料②法人内において行われる学生の実習への協力③法人内において行われる個別事例研究
- イ、 利用者福祉サービス向上のための内部及び外部監査機関への情報提供

### 3、法人の保有する保有個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去の請求及び異議の申出の手続きは次のとおりです。

- (1) 保有個人データの利用目的は、福祉サービスの利用契約時に明示するとともに利用者から求められた場合には、当該本人に遅滞なく通知します。
- (2) 利用者から当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、個人情報の保護に関する規程（平成17年4月1日施行社会福祉法人福栄会規程。以下「個人情報保護規程」という。）第18条及び第19条の規定に基づき、請求することが出来ます。
- (3) 当該本人の保有個人データの訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）は、個人情報保護規程第25条の規定に基づき、法人に対して請求することが出来ます。
- (4) 当該本人の保有個人データの開示及び訂正等に係る費用は、無料とします。但し、自己情報の写しの交付に要する費用は、実費（1枚10円）をいただきます。
- (5) 当該本人の保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）は、個人情報保護規則第26条の規定に基づき、法人に対して請求することができます。

4、当該本人の保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求者は、個人情報保護規程第19条における開示しない旨の決定、第25条における訂正等行わない旨の決定又は第26条における利用停止等を行わない決定に不服があるときは、第28条の規定に基づき異議の申し出が出来ます。

この場合の申出は、利用者からの苦情解決の取り組みに関する実施要綱（平成13年4月1日理事長決定）に定めるところにより、苦情解決サービス向上第三者委員又は各施設苦情解決責任者に申し出ることが出来ます。